

施設開設準備経費等支援事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第14条の規定に基づき、施設開設準備経費等支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

1 介護施設等の施設開設準備経費等支援

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・ 施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床
- ・ 訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の際に必要な初度経費を支援する事業を対象とする。

なお、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用することとする。

- ・ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・ 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・ 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能）。

2 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

介護施設等において、次に該当する大規模修繕を実施する際に、介護ロボット導入支援事業及びICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

(1) 施設の一部改修

一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

(2) 施設の付帯設備の改造

一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、

ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

※ 一定年数とは、概ね10年とする。

3 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援

市町村が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的とする。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、県及び市町村とする。

県は市町村又は事業者へ、市町村は事業者への補助又は助成等により事業を実施することができるものとする。

ただし、介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援については、市町村が事業者への補助又は助成等により事業を実施する場合、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村においてその必要性を十分に確認した上で事業を実施すること。

なお、市町村は、当該補助金の交付を受けて、取得し又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する等）の把握に努めること。

補助対象財産の処分の事実を把握した際には、速やかに県へ報告を行い、必要な手続きを行うこと。

第4 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく市町村計画の作成

(1) 市町村は「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第6条に基づき、地域医療介護総合確保基金を介護施設等整備事業で活用するにあたっては、同法第5条第1項に規定する市町村計画（以下「市町村計画」という。）を作成すること。

(2) 市町村計画の計画期間は、原則1年間とする。

(3) 市町村は、市町村計画における目標を達成すること等を目的として、必要に応じて、当該市町村計画の計画期間内に市町村計画の変更を行うことができるものとする。

市町村計画は、原則、市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図らなければならぬ。

ただし、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、後年度で予定している在宅・施設サービスを前倒しで整備を行う場合については、計画との整合性の確保を図ることが困難であるため、計画の変更まで求めるものではない。

(4) 市町村計画を変更する場合には、あらかじめ地域の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めること。

なお、市町村計画を変更した場合には、知事の定める軽微な変更を除き、遅滞なく知事へ報告を行うこと。

(注) 軽微な変更とは次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 計画期間の範囲内において、工事の遅れ等に伴い、個別の事業の期間を変更する場合。
- (2) 市町村計画に位置づけられている個別の事業において、入札等により当該事業に要する費用の額が変更する場合。

ただし、個別の事業に要する費用の額のうち、基金が占める割合を増加させない場合に限る。

第5 補助金の交付

この補助金の額は、交付要綱第3条より算出された額を県の予算の範囲内で交付するものとする。

なお、介護施設等の施設開設準備経費等支援に係る補助対象期間は、同一年度の開設日前6月の内に設定する期間とし、介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援に係る補助対象期間は、導入効果の検証期間（少なくとも1ヶ月）を含む同一年度に設定する期間とすること。

第6 補助事業の内容

1 補助事業の条件

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援

開設日が4月2日から9月30日までの期間内である場合には、開設日の属する年度とその前年度において補助事業を実施することができるものとする。

ただし、各年度の補助金の合計額は補助基準額を上限とし、また各年度の補助対象経費は明確に区分しなければならず、原則として交付予定額を次年度へ繰り越すことはできない。

また、「開設時に必要な設備、備品、消耗品等の購入経費」を補助対象とする場合には、介護職員が使用することにより、直接的に身体的負担の軽減を図ることができ、労働環境の改善が見込まれるア～クのいずれかの介護福祉機器を購入すること。

ア 移動・昇降用リフト

イ 自動車用車いすリフト

ウ エアーマット

エ 特殊浴槽

※リフトと共に稼動するもので、側面が開閉可能なもの。

オ ストレッチャー

※入浴用に使用するもの以外は昇降機能が付いているもの。

カ 自動排泄処理機

キ 車いす体重計

ク 腰痛予防に有効な福祉機器（電動ベッド、高機能の車いす、スライディングシート、スライディングボード、スタンディングマシーン等）

なお、施設の開設にあたっては、施設の運営に必要な人員を計画的に確保し、事業完了後、遅滞なく運営を開始すること。職員確保ができないことを理由に開所時期を遅らせる、部分的に開所する等の対応は原則認めない。

(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援

本事業の補助対象期間と第2の2に掲げる大規模修繕の実施期間が重複していること（一部でも可）。

また、本事業で導入する機器等は大規模修繕と何らかの親和性があるものとし、関連性が全くないものは対象外とする。

なお、申請時に計画していた大規模修繕が実施されなかった場合は、補助金の全額を県に返還させることがある。

(3) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援

体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素を取り入れて実践する等の事業の実施（歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回るなど）は必須とする。

また、本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。

2 補助対象経費

(1) 全事業共通

ア 交付要綱別表3(2)施設開設準備経費等支援事業の補助対象経費欄で定めるものであって、交付決定後に事業着手（入札、契約等）が行われ、事業完了日までに役務の提供、物品の引渡及び対価の支払が完了する経費を対象とする。

イ 補助対象施設に他の施設、事業所等が併設されている場合には、補助対象施設に係る経費を他の施設、事業所等に係る経費と明確に区分した上で計上することとなるが、容易に区分することができない経費又は区分することによって経済的な合理性が損なわれる経費については、適切な按分方法により金額を区分して補助対象施設に係る経費として計上しても差し支えない。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援

ア 次に掲げる経費を対象とする。ただし、(ア)に掲げる経費については、補助対象期間

中の勤務に対する給与等の報酬であるため、事業完了日の属する月の翌月末までに支払が行われるものと対象とする。

(ア) 開設前の職員人件費

(イ) 開設時に必要な設備、備品、消耗品等の購入経費

(ウ) 職員採用活動経費

(エ) 開設準備室運営経費

(オ) 入所者若しくは利用者の募集活動経費

(カ) その他事業の立ち上げに必要な経費

イ 補助対象経費として計上する開設前の職員人件費が、開設準備に係る業務に専任するのではなく、法人本部における他の業務や他の施設、事業所等に係る業務を兼務している場合には、各業務の従事割合により人件費を按分して、開設準備業務に係る経費のみを計上すること。

(3) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

ア 次に掲げる経費を対象とする。

(ア) 介護ロボットの導入及び見守り機器導入に伴う通信環境整備に要する経費等

※ 詳細の要件については、「介護ロボット導入支援事業費補助金交付要領」のうち
4(3)～(4)、4(5)イ、4(5)ウ(イ)～(ク)、4(5)エ～オ、8(1)～(2)、8(5)を準用する。

(イ) タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE 対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費等

※ 詳細の要件については、「ICT導入支援事業費補助金交付要領」のうち4(3)～(4)、4(7)、8(1)～(2)、8(4)～(5)を準用する。

(4) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援

ア 次に掲げる経費を対象とする。

(ア) 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）

(イ) 介護予防拠点に対して出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金、講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

3 次に掲げる事業又は経費は、本事業の対象としない。

(1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援

- ア 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合。
- イ 補助対象施設の開設後に発生した経費。
- ウ 補助対象期間外のサービスに係る経費。
- エ 本来建設工事にて整備する工事費又は工事請負費。
- オ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合。
- カ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している場合。
- キ 既存施設から他のサービスへの転換の場合
- ク 食料費・会食接待費等その他開設準備に関する事業として適當とは認められない場合。

- (2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援
「介護ロボット導入支援事業費補助金交付要領」及び「ICT導入支援事業費補助金交付要領」を準用する。
- (3) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援
 - ア 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了している場合。
 - イ 本来建設工事にて整備する工事費又は工事請負費。
 - ウ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している場合。

4 次の各号に該当し、かつ、適正な施設サービスを提供することができないと認められるときは、本事業の対象としない。

- (1) 介護保険法が定める欠格事由に該当するために同法に基づく指定を受けることができないとき。
- (2) 施設等整備事業の事業者について、財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。
- (3) 施設等整備事業の事業者となる法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。
- (4) 施設等整備事業の事業者となる法人が当該施設等の経営を目的として新たに設立されたものである場合において、法人設立若しくは施設等整備に組織的に関与し、又は法人設立時の財産の過半を贈与するなど当該法人の設立について密接な関係を有する者又はその役員等が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰若しくは命令その他不利益処分を受けたとき、又は、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に基づき、県又は市町村から文書による指導、指示又は勧告を受けたにも関わらず、これに従わないとき。
- (5) その他、上記各号に相当するものと認められるとき。

5 交付対象者

交付対象者は、施設所在地及び施設規模に応じて、次のとおりとする。

(1) 定員30名以上の広域型施設等

交付対象者は施設所在地の政令指定都市又は中核市、それ以外の場合には事業者とする。

(2) 定員29名以下の地域密着型施設等

交付対象者は、市町村とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模なケアハウス、都市型軽費老人ホーム、小規模な養護老人ホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。

6 補助対象施設

(1) 補助対象とする施設は、交付要綱「別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等」の「施設種別等」で掲げる施設をいう。

(2) その他、補助対象施設については、高齢福祉課長通知（平成28年5月27日付け高福第180号「神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）における介護予防拠点等の取扱いについて」）によるものとする。

第7 提出書類

1 本補助金の交付の申請にあたっては、交付要綱第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 全事業共通

ア 施設開設準備経費等支援事業費補助金申請額算出内訳（別紙1-1又は別紙1-2）

イ 積算内訳（市町村補助事業用）（別紙3）

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援

ア 施設開設準備経費等支援積算調書（市町村補助事業用）（別紙2-1）

イ 施設開設準備経費等支援事業計画書（別紙4-1）

(3) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援

ア 介護ロボット・ＩＣＴの導入支援積算調書（市町村補助事業用）（別紙2-2）

イ 介護ロボット・ＩＣＴの導入支援事業計画書（別紙4-2）

ウ 大規模修繕事業計画書（別紙5）

(4) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援

ア 介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業計画書（別紙4-3）

2 本補助金の実績を報告するにあたっては、交付要綱第10条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 全事業共通

ア 施設開設準備経費等支援事業費補助金精算額算出内訳（別紙6-1又は別紙6-2）

イ 積算内訳（市町村補助事業用）（別紙3）

ウ 「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）（別紙9）（市町村補助事業のみ）

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援

ア 施設開設準備経費等支援積算調書（市町村補助事業用）（別紙2-1）

イ 施設開設準備経費等支援事業実績書（別紙7-1）

(3) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

ア 介護ロボット・ICTの導入支援積算調書（市町村補助事業用）（別紙2-2）

イ 介護ロボット・ICTの導入支援事業実績書（別紙7-2）

ウ 大規模修繕事業実績書（別紙8）

(4) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援

ア 介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業実績書（別紙7-3）

附 則

この要領は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月23日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年11月12日から施行する。